

条件付き一般競争入札の公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）第 15 条の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 4 月 28 日

鶴岡市長 佐藤 聡

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札及び開札の場所 鶴岡市役所 6 階大会議室
- (2) 入札及び開札の日時 令和 8 年 6 月 11 日（木） 午前 9 時

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 8 年度鶴岡市ケーブルテレビ設備更新工事
- (2) 工事場所 鶴岡市上山添字文栄 6 0 番地ほか
- (3) 工事内容 設計図書のとおり
- (4) 工期 令和 8 年 7 月 6 日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (5) 予定価格 230,300,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号。以下「規則」という。）第 26 条第 2 項の規定による競争入札参加者名簿（電気通信工事）に登載されている者であること。
- (2) 電気通信工事業にかかる建設業許可を得ていること。
- (3) 本契約締結日まで有効な経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書を有すること。
- (4) 暴力団排除について、鶴岡市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 鶴岡市から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 元請として、次のいずれにも該当する工事实績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体としての実績は代表者としての実績に限る。
 - ア 工事内容がケーブルテレビ、通信のいずれかに係るものであること。
 - イ 発注者が地方公共団体であること。
 - ウ 平成 23 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、令和 8 年 3 月 31 日までに完成・引渡し完了したものであること。
 - エ 工事請負金額が、1 件において 1 千万円以上であること。

4 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望するものは、次に掲げる書類を持参するものとする。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書受付票
- イ 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号（単体用））
- ウ 同種工事の施工実績（様式第2号）
- エ 有効な経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書の写し

（2）入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認通知書により申請者に通知する。

5 入札保証金及び契約保証金

- （1）入札保証金 免除する。
- （2）契約保証金 規則第3条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額以上とする。）を付すこと。

6 入札の無効

入札に関する条件に違反した入札、その他規則第13条及び鶴岡市入札要綱12の規定に該当する入札は無効とする。

7 入札方法

- （1）入札は、総価により行う。
- （2）入札に参加する者は、入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。
- （3）入札に参加する者は、所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ、工事費内訳書を入札時に提出すること。提出が無い場合は入札に参加することが出来ない。なお、工事費内訳書の提出により、契約上の権利義務が生じるものではない。
- （4）入札執行回数は、1回を限度とする。

8 入札説明書の交付、申請書等の配布受付及び契約条項を示す場所

（1）資料配布場所及び期間

入札説明書の交付、申請書等は鶴岡市のホームページから受けること。
期間は公告の日から入札日の前日までとする。

（2）申請書の受付期間、時間及び場所

受付期間は、令和8年4月30日（木）から同年5月25日（月）までとする。ただし、鶴岡市の休日を定める条例（平成17年鶴岡市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。

受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

受付場所は、鶴岡市馬場町9番25号 鶴岡市総務部契約管財課
電話番号（ダイヤルイン） 0235（35）1154

9 議会の議決要件及び契約締結

本工事請負の契約締結については、鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年鶴岡市条例第63号）第2条の規定により市議会の議決に付さなければならないものであり、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。

ただし、市議会の議決を得るまでに、「3 入札参加者の資格」に掲げる要件に反した場合は、落札決定を取り消し、既に仮契約を締結しているときは、仮契約を解除する。なお、落札決定を取り消した場合、仮契約を解除した場合、又は市議会の議決を得られない場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。契約締結に関する詳細については「入札条件14」を参照のこと。

10 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 提出する書類等の作成に要する費用は、参加者の負担とし、また提出された書類等は返却しない。
- (3) この入札は、変動型最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適用しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。